

大阪電気通信大学友電会 びわこ支部規程

第1章 総則

第1条 名称：本会は「大阪電気通信大学友電会 びわこ支部」と称する。

第2条 本会は事務所を滋賀県内に置き、所在地は役員会で定める。また、友電会事務局に支部連絡事務所を置く。

第2章 目的および事業

第3条 目的・事業：

支部会員(以下会員)の研鑽と親睦交流を第一の目的とし、かつ大阪電気通信大学(以下大学)友電会(以下友電会) 定款に定める事業に参画協力する。

また支部自らその関連する事業を行う。

具体事業内容は役員会で定める。

第4条 部会

会員の要請を受け、役員会の承認のもと部会を設けることができる。

第3章 会員

第5条 会員は次の通りとする

現に滋賀県とその周辺に在住、勤務している者、また縁(ゆかり)のある下記の者を会員とする。ここでいう大学には大阪電気通信大学大学院、各学部、短期大学部を包括する。

- ① 正会員：大学を卒業した者
- ② 準会員：現に大学に在籍するか、かつて在籍した者で希望した者
- ③ 会友：過去、大学が設置した学校に在籍し希望した者
- ④ 特別会員：大学の現・旧教職員、研究者、役員で希望した者
- ⑤ 団体会員：滋賀県を中心に活動する大学関係のグループ(含む職域)で希望した団体
- ⑥ 賛助会員：支部目的に賛同し、事業を援助する者で、役員会で認めた個人または団体
- ⑦ 名誉会員：役員会で推薦し、総会にて推挙した者

⑧ 家族会員：上記会員が総会・懇親会や部会等に同伴する家族

第4章 会議

第6条 支部総会(以下 総会)：

- ① 総会は1事業年度に1回開催する。
 - ・総会の通知は文書を持って行う。
 - ・通知文書は友電会機関誌「ゆうでんかい」、ホームページなどへの掲載による。
 - ・臨時総会は役員会が必要と認めたとき、ただちに支部長はこれを招集しなければならない。
 - ・総会に併設して懇親会を開催する。
 - ・総会(投票)決議事項は出席者(投票数)の単純多数をもって成立する。
- ② 総会(投票)では次の事項を審議する。
 - ・役員改選または欠員役員の承認。
 - ・当該年度事業計画、予算、ならびに前年度事業報告、決算の承認。
 - ・当該年度以降の事業計画、予算の承認。

第7条 役員会：

1事業年度に2回以上開催する。支部長(または支部長の委任を受けた副支部長)が全役員に通知召集し、召集者と委任状を含む役員5名以上の出席で成立する。決議は出席者の単純多数決で成立する。但し、支部長、監査が要求した決議は無記名の投票で過半数を必要とする。

第5章 役員、幹事、監査、顧問

第8条 役員：

支部には次の役員を置く。支部長、副支部長、監査は友電会会員とする。

- (ア) 支部長＝1名：支部を代表総括し、率先して支部を運営する。総会、役員会を召集する。
- (イ) 副支部長＝1名以上：将来企画、事業、経理、組織、部会、総会(投票)、懇親会、広報等の各担当を分担し、計画執行する。

支部長を補佐し、支部長の指名、または会議により支部長を代理する。

(ウ) 幹事＝5名以上：副支部長と共に事業活動を分担する。

また、支部長の指名により

- 1) 会員名簿
- 2) 役員名簿
- 3) 事業報告及び決算書
- 4) 事業計画書及び予算書
- 5) 役員会議及び総会の議事録

を作成担当する。

各部会と連携に努め、各部会独自活動を支援する。

(エ) 監査＝1名：

総会時に支部業務監査結果を報告する。

(オ) 顧問＝若干名：役員会の決議により顧問を若干名置くことができる。

相談役＝若干名：支部長が必要とする時委嘱する。任期は支部長の任期と同一とする。

(カ) その他役員会で定めたもの。

第9条 役員の任期：

任期は個々の選任の日より2年とする。

ただし、再選を妨げない。

第10条 支部事業会計年度：

1 事業年度は毎年4月1日に始め、翌年3月31日に終える。1会計年度も同様とする。

1 事業会計年度毎に事業計画と予算を作成し、かつ報告、決算する。

第11条 経理（会計）：

会員の拠出金（総会、懇親会等での会費）、友電会等からの予算措置、支部独自の事業収益、広告寄付金等を持って財源とする。

規則の施行・改廃

・平成4年（1992年）11月15日より施行実施する。

この規則の改廃は、役員会で提起し総会または投票で決定する。

この規則に定めのない事項は役員会で定める。

・平成23年（2011年）7月1日に平成4年（1992年）11月15日開催の支部設立総会議案書・資料に基づき電子（データベース）化。

・平成24年3月25日の役員会に改訂案として提示。

・平成24年8月4日総会にて決定・改訂とする。

・平成26年7月27日総会にて決定・改訂とする。

・平成27年9月26日総会にて決定・改訂とする。

・平成28年11月6日総会にて決定・改訂とする。

・令和4年2月6日総会にて決定・改訂とする。

・令和6年10月5日総会にて決定・改訂とする。